

学力向上拠点形成事業（確かな学力育成のための実践研究事業）  
平成18年度 実施計画 【岐阜県】

(1) 研究のねらい

県教育委員会と「確かな学力育成のための実践研究推進地区」との連携・協力の下、地域の実情や課題に即した「確かな学力」の育成のための実践研究を実施し、その成果の普及を図ることにより、一人一人に「生きる力」をはぐくむ岐阜県教育の質の向上に資する。

【平成18年度の目標】

- 各市の課題となる学力の把握、その力を身に付けた児童生徒の姿を具体化し各校が共通理解すること、児童生徒の変容をつかみ、指導の改善に生かすための評価の在り方、客観的なデータの収集の在り方が明確に明確にする。
  - ・ そのため、訪問指導等で、PDCA各段階に応じた指導を行う。
    - 測定可能な具体的目標になるよう指導する。
    - 目標達成のための手だてが明確になるよう指導する。
    - 変容を把握する場と方法を明確にもつことができるよう指導する。
- 各推進地区において拠点となる推進校が研究、情報提供のイニシアティブをとることができるようにする。
  - ・ そのため、研究構想図を改善し、推進校が中心となって研究、情報提供できるように位置付けを明確にするとともに、推進校からの情報提供の機会を市の主催する会議に設定する。また、教育事務所、市教委による推進校訪問を通して、推進校の研究について指導する。
- 市の学力向上に関連した会議（課題となる学力の設定と検証、情報提供体制を考える会議）と学校が主体となる会議（研究主任会、教務主任会、中学校区の会議、校内研究会など）の目的とつながりが明確にする。
  - ・ そのため、会議前に、会議の具体的な目標を設定するとともに、会議で交流、提示された内容をどこでどのように生かしていくのかといった手だてと方向を明確に持つことができるよう指導する。また、会議と会議のつながりが明確になるよう研究構想図を改善する。

(2) 研究の概要

事業の概要

- ・ 平成17年度に引き続き、県教育委員会の実施した学習状況調査や国立教育政策研究所で実施の「教育課程実施状況調査」の結果等において得られた教育課題（思考力や表現力）を踏まえ、少人数指導等の指導法の改善や授業改善、教員の指導力向上を図ることにより、「確かな学力」（知識や技能に加え、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など）の向上を図るための実践研究を行う。
- ・ 各推進地区独自の教育課題の解決のための実践研究の推進の指導・助言を行う。

## 【基本的な方向】

### (ア) 市教委・推進校・協力校で取組むこと

- a 実践の内容に当たっては、県学習状況調査、国立教育政策研究所教育課程実施状況調査、国際的な学力調査（PISA調査、TIMSS調査）、市独自の学力調査などの結果等において課題とされた内容等を踏まえる。
- b 実践研究の成果の検証に当たっては、例えば、児童生徒の学力や意識などの変容、教師や保護者の意識の変容などの把握のための調査（アンケート調査など）を行うなど、経年比較が可能な定量的なデータを示すことができるようにする。関心・意欲などについては、姿の変容を見ていく方法を工夫してほしい。
- c 情報提供については、各市内小・中学校、地域に広く成果の普及することをねらいとする。（インターネット、イントラネット、公表会、協議会など：個人情報取扱いには気を付けて、冊子作成等で負担にならないようにする。）

### (イ) 本事業で求めていること

推進地区となる市が、市内の学校の実態を踏まえ、課題を明らかにして、主体的な取組を進めることができることを目指す。

- ・ 各推進地区の取組を通して、学力向上の拠点となる学校を中心に、随時情報を発信し、推進地区全体の学力向上を図る。
  - a 児童生徒は学力をつけること。
  - b 教師は指導力をつけること。
  - c 市は独自の取組を主体的に進めること。

### 研究の実施体制

- ・ 教育事務所は、県の指定校であることを十分理解し、少なくとも年に1回は指定校に係る訪問を行う。また、要請訪問、学校経営訪問を活用して、各推進校・協力校に対して、「学力のとらえとその分析、それを受けての授業改善、成果の蓄積」について指導する。
- ・ 学校支援課は、市教育委員会の求めに応じて、少なくとも年1回は訪問指導をする。
- ・ 学校支援課は、教育事務所の推進校や市教委の訪問の情報を一元化し、その訪問を通して、事業内容に関する支援ができるように、事務所主事と連絡をとる。また、進捗状況を把握し、指導に生かす。
- ・ 学校支援課担当主事による打合せを行い、5つの推進地区の現状と課題を交流するとともに、教育事務所・市教育委員会に対する指導内容の共通理解を行う。
- ・ 各市教育委員会は、各事業実施計画書にしたがって事業を行う。

### 研究のスケジュール

- ・ 各市は、指定3年間の見通しに基づき、研究を進める。（1年目：運営組織・取組内容の整理、2年目：推進校を中心とした取組、3年目：推進地区が主体となる取組など）
- ・ 学校支援課と教育事務所が連携し、各推進地区の現状と課題を把握し、各市の実

態に応じて以下のことを目標にもち、指導・援助を行う。

- 各市の課題となる学力の把握、その力を身に付けた児童生徒の姿を具体化し各校が共通理解すること、児童生徒の変容をつかみ、指導の改善に生かすための評価の在り方、客観的なデータの収集の在り方が明確を明確にする。
- 各推進地区において拠点となる推進校が研究、情報提供のイニシアティブをとることができるようにする。
- 市の学力向上に関連した会議（課題となる学力の設定と検証、情報提供体制を考える会議）と学校が主体となる会議（研究主任会、教務主任会、中学校区の会議、校内研究会など）の目的とつながりが明確にする。

情報の共有化・普及

- ・ 推進地区は、「学力向上拠点事業ホームページ」による情報提供（各推進校のHPにリンクさせる）などの取組を必要に応じて実施することにより、推進地区や推進校の取組を支援し、教員の指導力の向上、研究情報の共有化及び研究の成果等の普及を図る。
- ・ 年2回の連絡協議会を行い、各推進地区の情報を交流する。

(3) 成果と課題の把握の手立て

- ・ 事前指導で具体的な目標の設定、評価の場と評価の方法を明確にする。
- ・ 推進校の校内研究会で継続的に把握する。
- ・ 推進校の公開授業での児童生徒の姿、校内研究会の教師の意見から把握する。
- ・ 各推進地区主催の協議会での研究実践の内容から把握する。
- ・ 教育事務所や学校支援訪問で推進地区の成果と課題を把握する。
- ・ 「岐阜県における児童生徒の学習状況調査」を利用し、各校の課題となる力を検証する。
- ・ 「学力向上推進協議会」に各推進地区の成果と課題を報告し、助言をいただく。